

口 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

〔2〕4 略

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第四百七条の十二第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号口に規定する場合には、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第四百七条の十六の三 〔略〕

〔項を削る。〕

〔2〕4 同上
〔項を加える。〕

（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第四百七条の十六の三 〔同上〕

2 法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（農林中央金庫電子決済等代行業者（第四百七条の十六の五第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該農林中央金庫電子決済等代行業者及び農林中央金庫の双方が法第九十五条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

省

令

○総務省令第十一号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第三十五条の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十五日

総務大臣 武田 良太

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例）</p> <p>第二十九条 電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第四号に掲げる一の者又は同項第五号又は第六号の規定により総務大臣の認定を受けた一の者（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であつて第二十八条第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する総務大臣による認定を受けたものとみなす。</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>（認証業務関連事務の委任）</p> <p>第六十五条 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 署名用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び署名利用者の確認</p> <p>五 略</p> <p>2 委任市町村長（前項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、認証業務関連事務（同項第四号及び第五号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>（保存）</p> <p>第八十二条 法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含む。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受領し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。</p> <p>一 法第三条第二項に規定する申請書、法第二十二条第二項に規定する申請書 当該書類の提出又は提示を受けた日から起算して十五年を経過する日</p> <p>〔二〕八 略</p>	<p>（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例）</p> <p>第二十九条 電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第六号の規定により総務大臣の認定を受けた一の者（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であつて前条第一号に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する総務大臣による認定を受けたものとみなす。</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>（認証業務関連事務の委任）</p> <p>第六十五条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>2 委任市町村長（前項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、認証業務関連事務（同項第四号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>（保存）</p> <p>第八十二条 〔同上〕</p> <p>一 法第三条第二項に規定する申請書、法第二十二条第二項に規定する申請書並びに第五条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定により提出され、又は提示された書類の写し 当該書類の提出又は提示を受けた日から起算して十五年を経過する日</p> <p>〔二〕八 同上</p>

附則

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第六十五条第一項の規定に基づいて市町村長が地方公共団体情報システム機構に認証業務関連事務を委任している場合は、この省令による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第六十五条第一項の規定に基づいて委任したもののみならず。